

第 12 章 事後調査の計画

第12章 事後調査の計画

12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

12.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 12.1-1 に示すとおりである。

表 12.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
振動	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○
悪臭	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	×
水質	工事	造成等の工事	○
土壌	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	○
動物	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用	施設の使用	○
植物	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	施設の使用	○
生態系	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の使用	○
景観	存在・供用	施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の使用	×
施設の稼働		×	
日照障害	存在・供用	施設の使用	×
電波障害	存在・供用	施設の使用	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	○
	存在・供用	施設の稼働	○
温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用	施設の稼働	○
		自動車等の走行	○

12.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 12.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
悪臭	存在・供用	自動車等の走行	<p>計画地に隣接する埼玉中部環境センターにおける既存資料において、ごみ収集車両等が頻繁に通行する敷地境界の臭気指数は規制基準を下回っており、本施設は、これらの施設と同等またはそれ以上の対策を講じる。</p> <p>また、現在普及しているごみ収集車両等は密閉構造で汚水が滴下しない構造であり、定期的に洗車設備により車体を洗浄することから、自動車等の走行に伴う悪臭の影響は限りなく低いと予測された。</p> <p>したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う悪臭の影響については、事後調査項目から除外する。</p>
土壌	工事	造成等の工事	<p>計画地内の現地調査結果は、全ての項目について基準値を下回っており、これまでの地歴から考えて、計画地内には汚染土壌は存在しないと考えられる。</p> <p>また、工事においては汚染土壌の搬入等が行われないよう関係法令を遵守する計画であることから、計画地内における造成等の工事に伴う土壌中の汚染発生の可能性は生じないと予測された。</p> <p>したがって、造成等の工事に伴う土壌への影響については、事後調査項目から除外する。</p>
生態系	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	<p>建設機械の稼働及び資材運搬車両の走行に伴う生態系への影響は漸次的であるが、最大となる影響は一時的であると考えられる。</p> <p>造成等の工事に伴う生態系への影響は、漸次的に動物・植物の生息・生育環境を消失または悪化するなどの影響が生じることから、本事業では湿性環境や高木植栽帯の創出等の代替措置を講じる計画である。代替措置の効果については供用時の事後調査で確認することとし、工事中の事後調査項目から除外する。</p>
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	<p>自然とのふれあいの場への直接的な影響として、工事の実施に伴う建設機械による排出ガス、粉じん、騒音、振動、悪臭があげられるが、これらの予測結果は全て基準値を下回っており、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。</p> <p>また、工事用車両の主な走行ルート(東松山桶川線)に、さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道(サイクリングコース)が交差する地点があるが、自転車利用の多い時間帯(9～16時)の東松山桶川線の断面交通量(6,000台)と工事計画による資材運搬等の車両の走行台数(最大時:大型車36台)の割合を考慮すると、現況に大きな変化はなく、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害への影響は小さいと予測された。</p> <p>したがって、工事の実施による自然とのふれあいの場への影響については、事後調査項目から除外する。</p>

表 12.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
自然とのふれあいの場	存在・供用	施設の存在、施設の稼働	<p>現地調査の結果、現在も全地点において現有施設の存在及び稼働による直接または間接的な影響を受けていないと考えられる。また、自然とのふれあいの場への直接的な影響として、施設の存在及び稼働による排出ガス、騒音、振動、悪臭があげられるが、これらの予測結果は全て基準値を下回っており、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測された。</p> <p>したがって、施設の存在による自然とのふれあいの場への影響については、事後調査項目から除外する。</p>
日照阻害	存在・供用	施設の存在	<p>計画地周辺への日影の影響については、予測の精度が確保されていること、また、施設の存在によって周辺地域に生じる日照阻害は、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例で規定された日影時間を超えないと予測された。</p> <p>したがって、施設の存在による日照阻害の影響については、事後調査項目から除外する。</p>
電波障害	存在・供用	施設の存在	<p>地上デジタル放送電波における、施設の存在に伴う遮へい障害範囲は、東京スカイツリー及び浦和局ともに計画施設の北西側に出現するものの、その範囲は計画地内に限定された。なお、東京スカイツリー及び浦和局ともに反射障害範囲は発生しないと予測された。</p> <p>衛星放送電波における、施設の存在に伴う遮へい障害範囲は、おもに計画施設の北東側に出現するものの、その範囲は計画地内に限定された。なお、反射障害範囲はすべての衛星放送で発生しないと予測された。</p> <p>したがって、施設の存在による電波障害の影響については、事後調査項目から除外する。</p>

12.2 事後調査方法等

12.2.1 調査内容

(1) 大気質

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行並びに供用後における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う大気質の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。事後調査の内容は、表 12.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-1(1) 事後調査の内容(工事中における大気質への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	二酸化窒素	建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期(7日間連続)	計画地南側敷地境界1地点(福祉施設側)及び北側敷地境界1地点(住宅地側)	「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく方法
	降下ばいじん	建設機械の稼働台数(掘削工・既成杭工等)が最大と考えられる時期(1箇月間連続)	計画地南側敷地境界1地点(福祉施設側)及び北側敷地境界1地点(住宅地側)	ダストジャー採取・重量法
	地上気象 (風向、風速、日射量、放射収支量、気温、湿度)	各大気汚染物質と同期間(7日間連続)	計画地内1地点	「地上気象観測指針」に基づく方法
資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	資材運搬等の車両の走行が最大と考えられる時期(7日間連続)	沿道2地点	「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気の汚染に係る環境基準について」、「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」に基づく方法
	降下ばいじん	資材運搬等の車両の走行が最大と考えられる時期(1箇月間連続)	沿道2地点	ダストジャー採取・重量法

表 12.2-1(2) 事後調査の内容(供用後における大気質への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類 粉じん	施設の稼働が定常となる時期(4季×7日間連続) ※塩化水素、水銀は1回/日	計画地内1地点、 計画地周辺4地点	「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気の汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」、「大気汚染物質測定法指針」、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に基づく方法、ローボリウムエアサンプラ(JIS Z 8814)によるろ過捕集・重量法
	降下ばいじん	施設の稼働が定常となる時期(1箇月間連続)	計画地南側敷地境界1地点(福祉施設側)、北側敷地境界1地点(住宅地側)	ダストジャー採取・重量法
	地上気象 (風向、風速、日射量、放射収支量、気温、湿度)	各大気汚染物質と同時期(4季×7日間連続)	計画地内1地点	「地上気象観測指針」に基づく方法
自動車等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	自動車等の走行が代表的な時期(7日間連続)	沿道2地点	「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気の汚染に係る環境基準について」、「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」に基づく方法
	降下ばいじん	自動車等の走行が代表的な時期(1箇月間連続)	沿道2地点	ダストジャー採取・重量法

(2) 騒音・低周波音

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行並びに供用後における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う騒音・低周波音の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。

事後調査の内容は、表 12.2-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-2(1) 事後調査の内容(工事中における騒音の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	環境騒音	建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期(平日 8～17 時連続)	計画地敷地境界 1 地点、計画地周辺 2 地点	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」、「騒音に係る環境基準について」に基づく方法
資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音 交通量	資材運搬等の車両の走行が最大と考えられる時期(平日 6～22 時連続)	沿道 2 地点	「騒音に係る環境基準について」に基づく方法、ハンドカウンターによる方法(交通量)

表 12.2-2(2) 事後調査の内容(供用後における騒音の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	環境騒音 低周波音	施設の稼働が定常となる時期(平日・休日 各 24 時間)	計画地敷地境界 1 地点、計画地周辺 2 地点	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」、「騒音に係る環境基準について」、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に基づく方法
自動車等の走行	道路交通騒音 交通量	自動車等の走行が代表的な時期(平日・休日 各 24 時間)	沿道 2 地点	「騒音に係る環境基準について」に基づく方法、ハンドカウンターによる方法(交通量)

(3) 振動

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行並びに供用後における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う振動の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。事後調査の内容は、表 12.2-3(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-3(1) 事後調査の内容(工事中における振動の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	環境振動	建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期(平日 8～17 時連続)	計画地敷地境界 1 地点、計画地周辺 1 地点	「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」、「振動規制法施行規則」に基づく方法
資材運搬等の車両の走行	道路交通振動 交通量	資材運搬等の車両の走行が最大と考えられる時期(平日 8～19 時連続)	沿道 2 地点	「振動規制法施行規則」に基づく方法、ハンドカウンターによる方法(交通量)

表 12.2-3(2) 事後調査の内容(供用後における振動の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	環境振動	施設の稼働が定常となる時期(平日・休日 各 24 時間)	計画地敷地境界 1 地点、計画地周辺 1 地点	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」、「振動規制法施行規則」に基づく方法
自動車等の走行	道路交通振動 交通量	自動車等の走行が代表的な時期(平日・休日 各 24 時間)	沿道 2 地点	「振動規制法施行規則」に基づく方法、ハンドカウンターによる方法(交通量)

(4) 悪臭

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用後における施設の稼働に伴う悪臭の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。

事後調査の内容は、表 12.2-4 に示すとおりである。

表 12.2-4 事後調査の内容(供用後における悪臭の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	悪臭 (臭気指数、特定悪臭物質濃度 22 項目)	施設の稼働が定常となる時期(夏季・冬季 各 1 回)	計画地南側敷地境界 1 地点(福祉施設側)、北側敷地境界 1 地点(住宅地側)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」、「特定悪臭物質の測定の方法」に基づく方法
	悪臭 (臭気指数)	施設の稼働が定常となる時期(夏季・冬季 各 1 回)	計画地周辺 4 地点	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に基づく方法

(5) 水質

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事に伴う水質の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。

事後調査の内容は、表 12.2-5 に示すとおりである。

表 12.2-5 事後調査の内容(工事中における水質への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	アルカリ排水 (水素イオン濃度) 流量	工事中のコンクリート打設時(1 回)	排水先河川等 4 地点	「水質汚濁に係る環境基準について」に基づく方法
	濁水 (浮遊物質) 流量	造成等の工事期間中の降雨時または降雨直後(1 回)	排水先河川等 4 地点	「水質汚濁に係る環境基準について」に基づく方法

(6) 土壌

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用後における施設の稼働に伴う土壌の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。

事後調査の内容は、表 12.2-6 に示すとおりである。

表 12.2-6 事後調査の内容(供用後における土壌への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	土壌の汚染に係る環境基準に定める 29 項目及びダイオキシン類	施設の稼働が定常となる時期 (1 回)	計画地内 1 地点	「土壌の汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」に基づく方法
	ダイオキシン類	施設の稼働が定常となる時期 (1 回)	計画地周辺 4 地点 (供用後における大気質と同地点)	

(7) 動物

本事業における予測において、工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに供用後における施設の存在に伴う動物への影響があると予測された項目については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。

事後調査の内容は、表 12.2-7 に示すとおりである。

表 12.2-7 事後調査の内容(工事中及び供用後における動物への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、施設の存在	トウキョウダ ルマガエル等 の計画地内で 生息が確認さ れた種	工事前に 1 回 (越冬前)	計画地内	任意観察法 による見 つけ採り
	エノキカイガ ラキジラミ	工事前及び工事中の秋 季に 1 回	計画地内の確認木及び移 植先	任意観察法
	保全すべき動 物種	施設の稼働後 3 年間の 年間 4 回程度、保全す べき動物種の状況が把 握しやすい時期	計画地周辺約 200m の範囲	任意観察法

(8) 植物

本事業における予測において、工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事並びに供用後における施設の存在に伴う植物への影響があると予測された項目については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。事後調査の内容は、表 12.2-8 に示すとおりである。

表 12.2-8 事後調査の内容(工事中及び供用後における植物への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、施設の存在	イヌスギナ	工事前の夏季、秋季、春季に各1回(1年間)	計画地内	任意観察法
	ヒメミズワラビ	移植後の夏季、秋季、春季に各1回(工事期間中経過観察)	移植先	
	ミゾコウジュ	施設の稼働後3年間の年間4回程度、保全すべき動物種の状況が把握しやすい時期	創出する湿地環境	

(9) 生態系

本事業における予測において、供用後における施設の存在に伴う生態系への影響があると予測された項目については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。事後調査の内容は、表 12.2-9 に示すとおりである。

表 12.2-9 事後調査の内容(供用後における生態系への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	注目種の生息・生育状況及び生息・生育環境	施設の稼働後3年間の年間4回程度、保全すべき動物種の状況が把握しやすい時期	計画地周辺約200mの範囲	任意観察法

(10) 景観

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用後における施設の存在に伴う景観の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により行う。事後調査の内容は、表 12.2-10 に示すとおりである。

表 12.2-10 事後調査の内容(供用後における景観への影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	眺望景観	施設完成後(1回)	計画地周辺10地点	写真撮影による方法

(11) 廃棄物等

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事並びに供用後における施設の稼働に伴う廃棄物の状況等について事後調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、関係資料の整理により行う。

事後調査の内容は、表 12.2-11(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-11(1) 事後調査の内容(工事中における廃棄物の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	廃棄物等 (廃棄物発生量、 リサイクル率、 廃棄物排出量)	工事期間内	計画地内	工事計画、廃棄物の処理実績の把握・集計による方法

表 12.2-11(2) 事後調査の内容(供用後における廃棄物の影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	廃棄物等 (廃棄物発生量、 リサイクル率、 廃棄物排出量)	施設の稼働が定常となる時期の 1年間	計画地内	運転記録、廃棄物の処理実績の把握・集計による方法

(12) 温室効果ガス

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行並びに供用後における施設の稼働及び自動車等の走行に伴う温室効果ガスの状況等について事後

調査を行う。

また、環境保全措置の実施状況について、関係資料の整理により行う。

事後調査の内容を表 12.2-12(1)～(2)に示す。

表 12.2-12(1) 事後調査の内容(工事中における温室効果ガスの影響)

項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス	工事期間内	計画地周辺	工事の実施状況等の記録の把握・集計による方法

表 12.2-12(2) 事後調査の内容(供用後における温室効果ガスの影響)

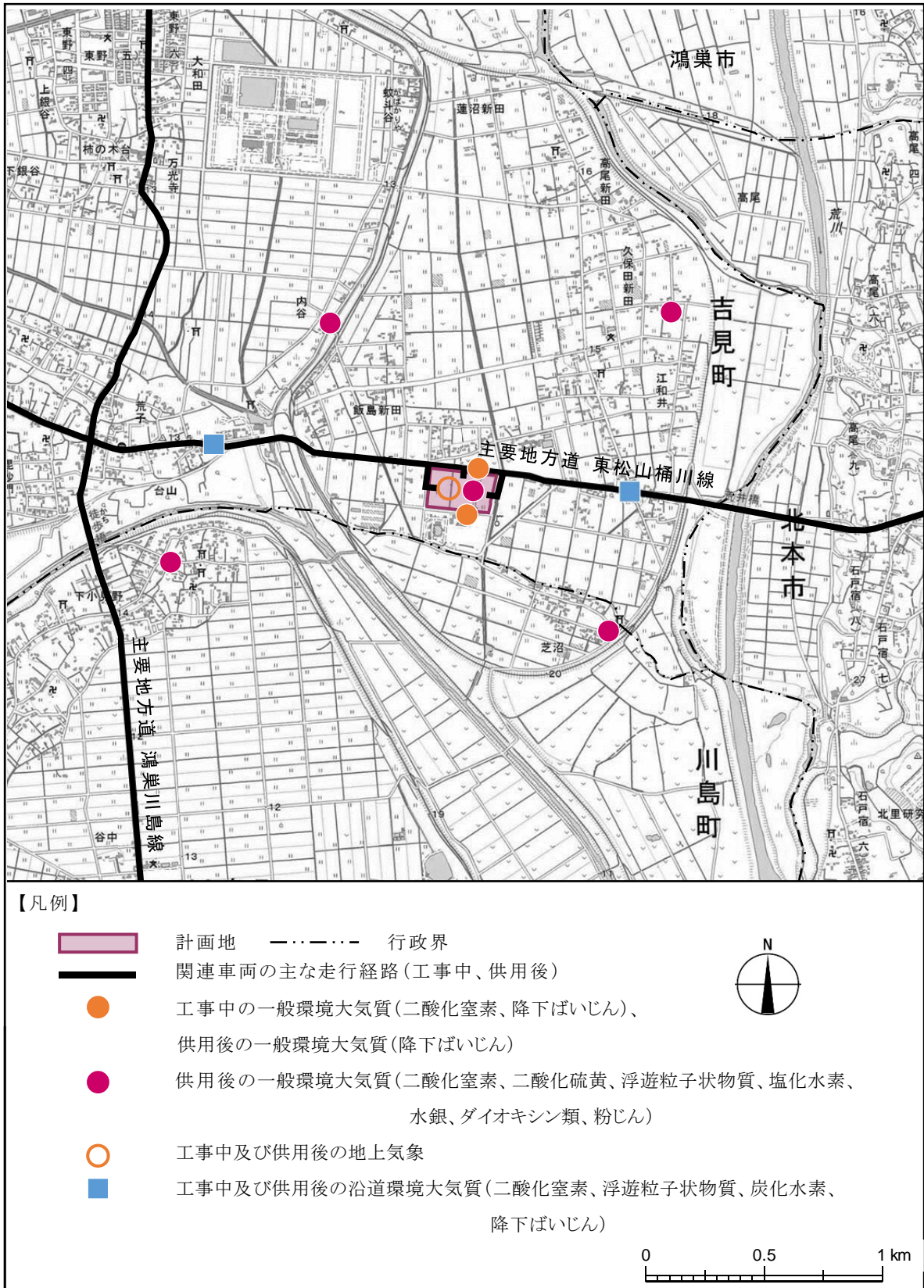
項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の有無	温室効果ガス	施設の稼働が定常となる時期の1年間	計画地内	施設の稼働状況等の記録の把握・集計による方法

12.2.2 調査地点

大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観の現地調査地点は図 12.2-1(1)～(5)に示すとおりである。

12.2.3 調査工程

事後調査工程を表 12.2-13 に示す。



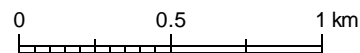
資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 12.2-1(1) 大気質及び気象の現地調査地点図



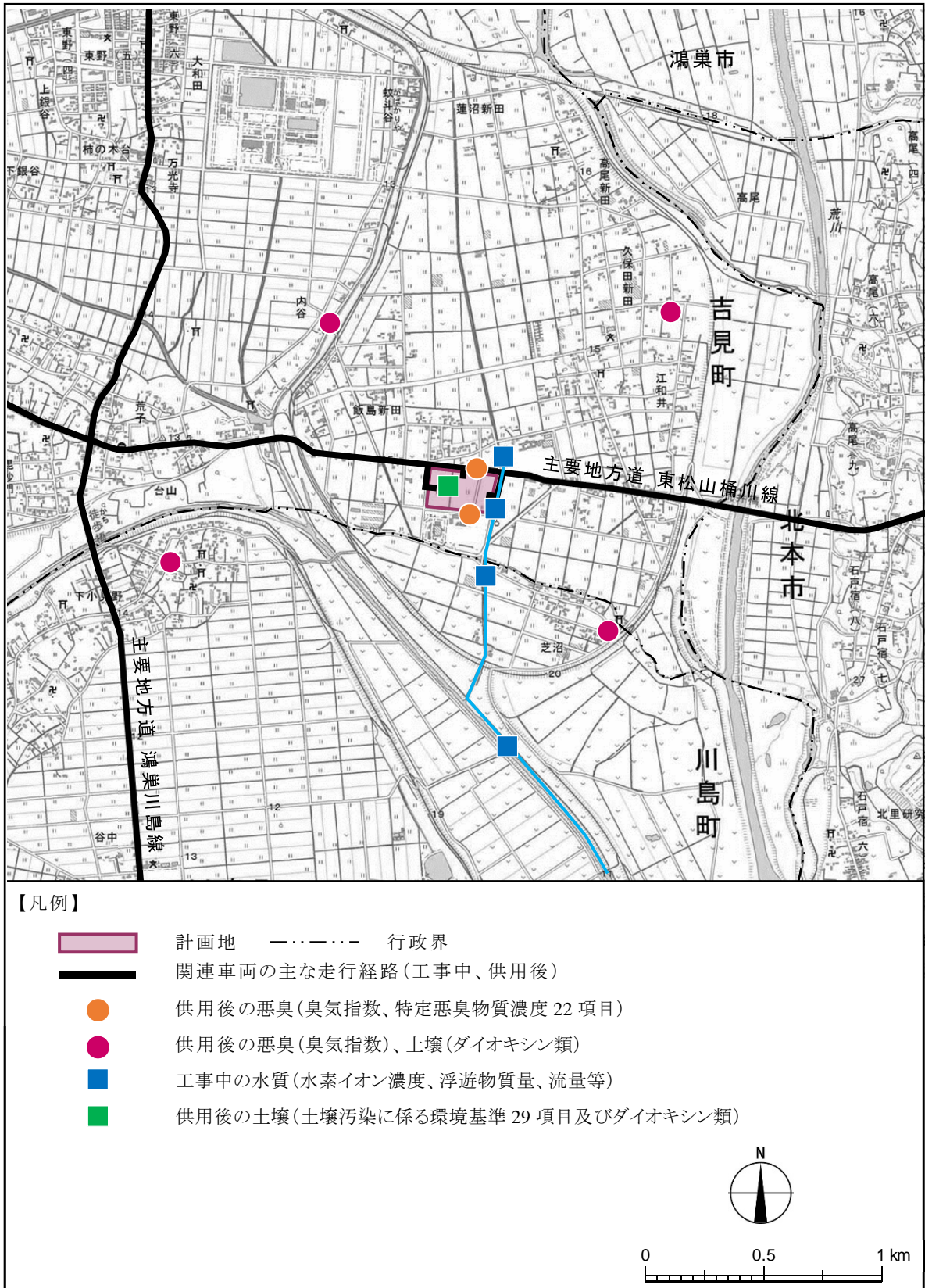
【凡例】

- 計画地
- 行政界
- 関連車両の主な走行経路(工事中、供用後)
- 工事中の環境騒音、環境振動及び供用後の環境騒音・低周波音、環境振動
- 工事中の環境騒音及び供用後の環境騒音・低周波音
- 工事中及び供用後の道路交通騒音、道路交通振動、交通量



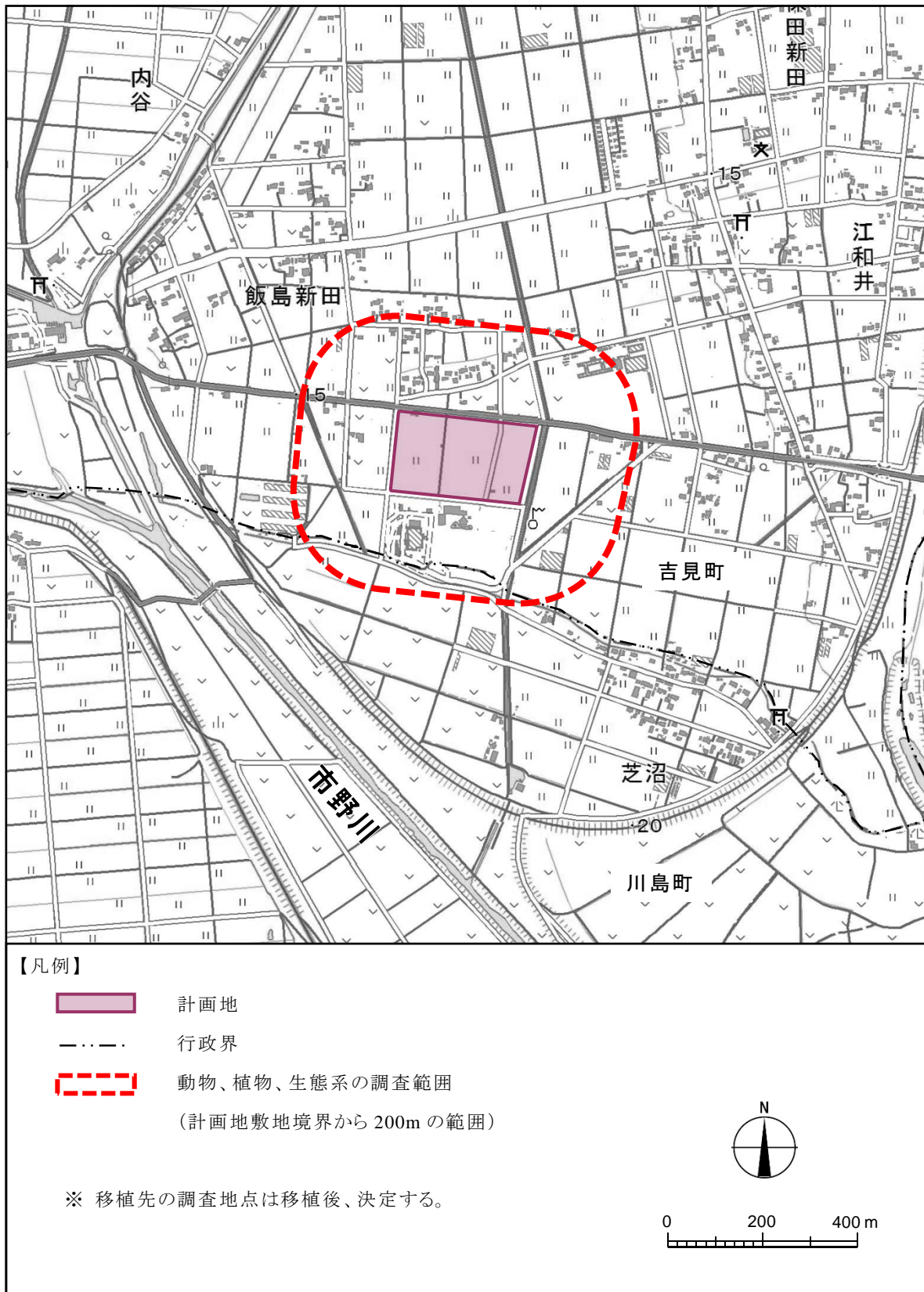
資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 12.2-1(2) 騒音・低周波音及び振動の現地調査地点図



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 12.2-1(3) 悪臭、水質及び土壌の現地調査地点図



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 12.2-1(4) 動物、植物及び生態系の現地調査地点図



資料) 国土地理院 1/25,000 地形図より作成

図 12.2-1(5) 景観の現地調査地点図

表 12.2-13 事後調査工程

項目	年度																							
	平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度			平成35年度			平成36年度			平成37年度					
	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2
工事 工程	仮設工事																							
	土工事																							
	基礎工事																							
	工場棟建築工事(煙突工事含む)																							
	機械据付工事																							
	給排水設備工事																							
	電気計装工事																							
	外溝工事																							
	機器調整、乾燥焚き、予備性能試験																							
	施設供用																							
事後調査工程	大気質	工事																						
		存在・供用																						
	騒音・低周波音	工事																						
		存在・供用																						
	振動	工事																						
		存在・供用																						
	悪臭	存在・供用																						
	水質	工事																						
		存在・供用																						
	土壌	工事																						
	存在・供用																							
動物	工事																							
	存在・供用																							
植物	工事																							
	存在・供用																							
生態系	工事																							
	存在・供用																							
景観	工事																							
	存在・供用																							
廃棄物等	工事																							
	存在・供用																							
温室効果ガス	工事																							
	存在・供用																							

12.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行うこととする。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合は、事業者である埼玉中部資源循環組合が主体となり、改善のための措置等を検討するものとする。

12.4 事後調査の実施体制

12.4.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は供用段階で提出し、提出時期は次に示す次期とする。

工事中	工事終了予定が平成 35 年度であることから、平成 36 年度の早い段階とする。
供用時	事後調査の終了が平成 36 年度であることから、平成 37 年度の早い段階とする。

12.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である吉見町が実施する。